

## 入湯税の使途について

入湯税は、鉱泉浴場の所在する市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興及び観光施設の整備に要する経費に充てるために課される目的税であり、令和2年度羽幌町一般会計決算における充当状況は、下記のとおりです。

(歳入)	入湯税	4,768 千円
(歳出)	観光振興及び観光施設の整備等に要する経費	24,000 千円

(単位:千円)

事業名		令和2年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち 入湯税
			国道 支出金	町債	その他		
観光 振興	サンセットプラザ運営事業	24,000	0	0	0	24,000	4,768
合計		24,000	0	0	0	24,000	4,768